

ひ
広報

住んでみたい・住みつけたい・まち

せんつうじ

2024
vol.868

はだか男がつかみ取る、福、降る、春！

○表紙

○特集

はだか祭りデモンストレーション

23年の時を超えて、福奪いを再現

2月25日(日)総本山善通寺大会陽

だいえよう

じよさいしょくふく ごこくほうじょう

大会陽はその年の除災招福、五穀豊穫を祈る総本山善通寺の年中行事。この法要で宝木の加持祈祷が行われます。

若い世代の中には、市に

はだか祭りがあったこと自体を知らないという方も多くないではないでしょうか。

総本山善通寺大会陽の

はだか祭りは、約2千人の

はだか男たちが1年の福を

かけ、雌雄2本の宝木を奪

い合う勇壮な祭典。福を奪

い合うため『福奪い(ふくば

い)』とも呼ばれます。境内

はふんどしひとつの男たち

の熱気があふれ、最盛期に

は観衆約2万人が集まり、

テレビ中継もされていたと

いう大イベントでした。

しかし、一部参加者の暴

力行為が問題となり、平成

13年の開催を最後に、はだ

か男の肉弾戦は姿を消して

いました。

安全面を第一に考え、日

中にははだか男約60人で実

施。時間帯も規模も当時と

は異なりましたが、いざ、

はだか男が赤門から入場

すると、まるで境内に福が

舞い込んだようにみんなが

笑顔に。

昔も今も、はだか祭りは

人々を魅了しました。



[写真提供:山本巖さん]

ありし日の はだか祭り

市内の写真店に残されていた約60年前のはだか祭りの写真には、活気に満ちた人々の様子が記録されています。

また当時を知る人に話を聞くと、いろいろなエピソードが飛び出し、はだか祭りの魅力が伝わってきました。

山本 巖さん



「青年団の中で声がかかり3回くらい出場した。」という藤本正昭さん。

宝木の投下は夜の12時頃。それまで明々と照らされていた投下台は投げ入れる瞬間に灯りが消され、暗闇の空から宝木が降ってくるそう。

3回出場して宝木をにぎったのは1回だけ。「宝木には香が焚きしめられていて、家に帰っても手に香りがしみついていた。」と当時の感動を話してくれました。

藤本 正昭さん



宝木を差し込む一升枡は、平成13年頃のはだか祭りでは御影堂に置かれていましたが、もっと前には近くの商店などに一升枡を準備しておいてもらい、その店に飛び込んで宝木を差し込んでいたそう。教えてくれたのは大河内義雅さん。

宝木の奪い合いはチーム力が不可欠。「だれかが宝木を持っているふりをして人を引きつけているうちに、本当に宝木を持った人が目立たないように一升枡まで運んでいた。」と、はだか祭りの技と知恵を語りました。

大河内 義雅さん



◀ふんどしや腕にくくりついているおそろいの布はチームの目印



ます
白米を盛った一升枡に宝木を差し込んだはだか男が福男になります。
*今回のデモ版では『宝木取得者』としています。

大会陽中は加持祈祷された大宝木が御影堂に展示されています。

大会陽はその年の除災招福、五穀豊穫を祈る総本山善通寺の年中行事。この法要で宝木の加持祈祷が行われます。

27歳頃からはだか祭りが中止になるまで毎年参加し、デモンストレーションにも加わった藤原晃さんは「想像以上に活気があった」と今回を振り返ります。「はだか男たちが肩を組んで練り歩く一体感や観衆が招き入れてくれる感じに懐かしいものを感じた。」

宝木が投下されてから1分とたたず奪い合いは終了。短い時間のデモンストレーションではあつたものの、寒さや緊張を上回る興奮と楽しさは、ありし日のはだか祭りと通じるものがあったのではないかでしょうか。

なつかしい活気



- 1_赤門から入場。「わっしょい」のかけ声とともに御影堂へ
- 2_御影堂へお参り。大宝木に触れて気合をチャージ
- 3_金堂の前で清めの水を
- 4_いよいよ福奪い!宝木はだれの手に?
- 5_宝木取得者は「みんなが幸せになるように」と願ったそう
- 6_最後はお互いに健闘をたたえ合う拍手で締めくくり



Interview

会場で聞きました! はだか祭りデモンストレーションはどうでしたか?

参道で応援していました//

応援に行くと、出場者の方がハグしてくれて幸せな気持ちになりました。

昔のはだか祭りは身体から湯気が立つような熱気だったけれど、さわやかで清々しい今回の祭りも良かったです。



photo by Keiji Kato

はじめて参加しました//

はだか祭りがあったことは知っていたけど年配の方から話で聞く程度。

実際に参加してみて、恥ずかしさや緊張もあつたけど楽しかったです。



はじめて参加しました//

大人になる頃にはなくなっていたけど、ずっと参加したいと思っていました。

愛する地元のお祭りに参加できて感無量です!



夫・息子が参加しました//

男らしくて格好よかったです!

本当に誇らしいことだと思います。



春の陽気に誘われて♪ 4月のイベント

4月20日(土)・21日(日)

善通寺フラワー&ガーデンフェスタ2024を開催します

善通寺フラワー&ガーデンフェスタ実行委員会(農林課内) ☎63-6316



今年は例年より1か月ほど早く
『善通寺フラワー&ガーデン
フェスタ』を開催します。花と緑の
祭典へぜひお越しください。

▼詳しくはこちら



時間 9時～16時

場所 「善通寺五岳の里」市民集いの丘公園

駐車場 公園駐車場、川重団地跡地、
吉原小学校グラウンド
*吉原小学校からはシャトルバスを運行します。

4月29日(月・祝)

『古墳の日』に石室内を特別公開

生涯学習課 ☎63-6328

古墳時代の善通寺市にタイムトリップ!
普段は見ることができない国史跡有岡古墳群の内部を特別
公開します。

時間 8時30分～15時

場所 野田院古墳、王墓山古墳、宮が尾古墳
市立郷土館(ZENキューブ)
*一部、道幅が狭い箇所があります。
車でお越しの際は十分お気をつけください。



善道師から学ぶ 特別講演会を開催します

政策課 ☎63-6303

文化や芸術分野のさらなる充実をサポートするため、1月に善道師認定制度
を創設しました。この度、第1号認定者の松本達弥さんを招き、特別講演会を
開催します。また講演会の開催を記念し、作品の特別展示も行います。彫漆の
世界をご家族そろってお楽しみください。



彫漆作家 松本達弥さん

時間 13時30分～15時(開場:13時)

場所 市民会館 ホール
*市民会館の駐車場が満車の場合は市役所駐車場を
ご利用ください。

講師 彫漆作家 松本 達弥さん(上吉田町出身)

テーマ 私の仕事『漆芸』－彫漆作家・文化財修復－



彫漆箱「緑煌」

彫漆八角合子「夜明け」

市役所 INFORMATION



チョイソコぜんつうじをご利用ください

政策課 ☎63-6303／㈹63-6351

『チョイソコぜんつうじ』は、デマンド型の乗り合いサービスです。決まった時刻に車両が停留所へ来るのではなく、利用者が事前に予約を行うと車両が停留所へ向かい、指定の停留所まで送迎する仕組みです。パンフレットや会員登録申込書は市役所と各公民館に設置しています。利用を希望する方は事前に会員登録が必要ですので、申込書に必要事項を記入のうえ琴参バス株式会社に申し込みください。その他、詳細は琴参バス株式会社のチョイソコぜんつうじセンターまで問い合わせください。



運行主体事業者

琴参バス株式会社

丸亀市土器町北二丁目77番地

*登録申込書は、琴参バス株式会社へ
郵送してください。

チョイソコぜんつうじ
センター

⑤050-2018-8180

(受付:平日8時30分～17時30分)

▼詳しくはこちら



チョイソコぜんつうじ
住民説明会の動画も
公開中

市民バスの運行は終了します

市民バス『空海号』は3月末をもって運行を終了します。長らくのご利用ありがとうございました。

*空海号のバス停は運行終了に伴い、順次撤去します。空海号のバス停に掲示していた『チョイソコぜんつうじ
停留所』看板は近隣へ再設置しますが、一部乗降場所が変わります。ご利用の際はご注意ください。

民間住宅リフォーム支援事業の申請受付を開始します

建築住宅課 ☎63-6313／㈹63-6353

市内に本店がある施工業者を利用して、住宅リフォームおよびブロック塀などの撤去を行う工事に対して『善通寺市商品券』を交付します。

令和7年2月28日(金)までに工事の

完了報告書の提出が必要です。

予算が無くなり次第終了予定です
で、申請を希望する方は事前に建築住
宅課へご相談ください。



4月1日(月)～10月31日(木)

【補助額】

住宅リフォーム…… リフォーム工事費(30万円以上)の1/5に相当する額【上限20万円】

*初めて利用する方のみ
対象です。

ブロック塀等撤去… ブロック塀等撤去工事費の1/2
に相当する額【上限10万円】

利用者の声



キッチンを改修して調理がしやす
くなりました。商品券を利用し、家
族と一緒に食事に出かけました。

民間住宅耐震対策支援事業の申請受付を開始します!

令和6年度のポイント!

住宅の耐震診断費を無償化します!

*条件により自己負担額が発生する
場合がありますので事前に問い合わせ
ください。

詳細はこちら▶

善通寺市限定!



住まいの耐震化無料相談会を開催します

事前予約制ですので、建築住宅課へお電話
にて申し込みください。

5月24日(金)

市役所4階 403会議室

- ・昭和56年5月以前に建てられた住宅
(一戸建て・長屋建て)
- ・住宅の所有者または所有者の了承を得た方
*賃貸住宅も対象です



建築住宅課 ☎63-6337／㈹63-6353

倒壊の危険性が高い空き家の除却に補助金を交付します

建築住宅課 ☎63-6313／㈹63-6353

要件を満たした危険な空き家を除却する場合、除却費用の80%以内(最大160万円)の補助が受けられます。補助の件数には限りがありますので、必ず事前に建築住宅課へご相談ください。

4月1日(月)～26日(金)

空き家の所有者本人、相続人など

*市税などを滞納している方や複数の相続人がいる場合で同意が得られていない方は対象外です。

○対象の空き家

- ・市内の空き家で個人所有のもの
- ・基準で定めた空き家危険度判定で100点以上の点数がつく状態にあるもの など

✗対象外の空き家

- ・法人所有のもの
- ・建て替え(一戸建て・長屋住宅等)のために除却するもの
- ・賃貸事業の物件、不動産売買の予定がある物件 など



4月1日より 『善通寺市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度』を導入します

人権課
☎63-6311／㈹63-6391
✉jinken@city.zentsuji.kagawa.jp

市では、性の多様性に配慮した『パートナーシップ宣誓制度』を令和3年12月から施行していますが、これまでよりも多様な家族の形を認め支援することを目的として、パートナーシップ宣誓当事者の子どもや父母なども家族関係にあることを証明する『善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度』を導入します。

*パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするには事前予約が必要です。



対象者の要件

【パートナーシップを宣誓する場合】…①～⑥の条件を満たす人

【ファミリーシップを宣誓する場合】…⑤⑦⑧の条件を満たす人

①双方がパートナーシップの関係を築いていること

②双方が成年に達していること

③本市に住所を有している、または市内への転入を予定していること

④双方に配偶者がいないこと

⑤当事者以外の者とパートナーシップ・ファミリーシップの関係がないこと

⑥双方の関係が近親者でないこと(養子縁組をしている場合を除く)

⑦パートナーシップ当事者の一方もしくは双方の子、または父母などの近親者であること
ただし、未成年の子は当該パートナーの一方または双方と生計を同一にしていること

⑧宣誓した者とのファミリーシップに同意していること

必要書類

【パートナーシップを宣誓する場合】…①～④の書類

【ファミリーシップを宣誓する場合】…①～⑦の書類

①住民票の写し(転入予定のある方は転出証明書の写し)

②戸籍抄本または独身証明書

③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

④通称名の使用を希望する方は、日常生活で通称名を使用していることが分かる書類

⑤ファミリーシップ対象者が署名した宣誓書およびパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する同意書

⑥家族関係を証明する書類(戸籍抄本など)

⑦ファミリーシップ対象者が未成年の場合は、生計が同一であることを証明する書類(健康保険証など)

利用可能なサービス内容につきましてはホームページをご覧ください。

物価高騰により影響の大きい低所得世帯に 非課税世帯等重点支援給付金を支給します

対象と思われる世帯には3月中旬に通知書を送付していますので、期限までに申請をしてください。

- ①住民税均等割のみ課税世帯に対し一世帯当たり7万円
- ②低所得世帯への加算として18歳以下の子ども一人当たり5万円

5月31日(金)まで

①令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

令和5年12月1日現在で、市内に住民票があり、かつ、世帯全員が令和5年度の住民税所得割を課されておらず、世帯のうち少なくとも1人は令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯。

②子ども加算の世帯

令和5年12月1日現在で、市内に住民票があり、かつ、世帯全員が令和5年度住民税非課税世帯および、住民税均等割のみ課税世帯で18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の子どもを扶養している世帯。

無戸籍でお困りの方はご相談ください

市民課 ☎63-6306 / ☎63-6354

日本国民でありながら事情があって出生届を出すことができず、戸籍に記載されていない方に、戸籍に記載されるための手続をご案内します。

このような悩みをお持ちの方、また、その家族や知り合いの方は法務局または市民課の戸籍窓口にご相談ください。予約不要、秘密は必ず守ります。

高松法務局丸亀支局
☎23-0228



マイナンバーカードの受取、 電子証明書の更新手続きは 予約が必要です

市民課 ☎63-6306 / ☎63-6354

ネット予約はこちら

24時間
受付



電話予約はこちら

0877-63-6410
平日8時30分～
17時15分

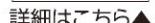
農用地利用計画の変更申出の 受付を一時停止します

農林課 ☎63-6316

令和4年1月の『香川県農業振興地域整備基本方針』の変更を受け、令和6年4月から『農業振興地域整備計画』の全体見直しを行います。

この見直しに伴い、現在年3回(6月、10月、2月)行っている個別見直しによる農用地利用計画の変更申出(農用地区域からの除外、農用地区域への編入、用途区分の変更)の受付を一時停止します。変更申出を必要とする農地転用を検討している方はご注意ください。

停止期間 10月～見直し完了日(令和7年3月末予定)
停止前の最終締め切り日 6月5日(水)



マイナンバーカードの受取について

マイナンバーカードを申請して、1～2か月後に交付通知書(ハガキ)が送付されます。ハガキが届いたら、日時を予約の上、必要書類を持って市民課窓口にお越しください。



詳細はこちら▲

電子証明書の更新について

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限は5年です。有効期限の2～3か月前に更新手続きの案内が送付されます。



詳細はこちら▲



詳細はこちら▲

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料】 特別徴収(年金天引き)時期

税務課 ☎63-6305

仮徴収(4・6・8月の年金から天引き)

●令和6年2月支給の年金から天引きの対象となっていた方

4・6・8月の年金支給時に、2月の天引き額と同額が天引きされます。

*一部の方は8月の介護保険料の天引き額が2月の天引き額と異なる場合があります。

●令和6年度から新たに年金天引きの対象となる方

前年度中に資格を取得された方(後期高齢者医療被保険者で転入された方を含む)で年金天引きの対象となる方は、資格取得の時期により天引き開始月が異なります。

資格取得した時期	天引き開始月	天引き額
令和5年4月2日～10月1日の間	令和6年4月から	令和5年度の保険税(料)を12か月分に算出した額の1/6の額
令和5年10月2日～12月1日の間	令和6年6月から	令和5年度の保険税(料)を12か月分に算出した額の1/5の額
令和5年12月2日～令和6年2月1日の間	令和6年8月から	令和5年度の保険税(料)を12か月分に算出した額の1/4の額

*4・6月から新たに天引きの対象となる方には、天引き開始月の初旬に『仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書(仮徴収)』をお送りします。

本徴収(10・12・翌年2月の年金から天引き)

前年中の所得などにより確定した年間の保険税(料)の額から仮徴収した額を差し引いた残りの額の3分の1ずつを天引きします。令和6年度保険税(料)の確定した年額は7月に通知します。

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】 納付方法を変更できます

税務課 ☎63-6305 / ☎63-6374

保険税(料)が年金天引きの対象となっている方で、口座振替による納付をご希望の方は税務課へ申請してください。滞納がない場合に変更できます。

*介護保険料は変更できません。

仮徴収の対象外の方(普通徴収から開始の方)は7月に保険税(料)が確定後、納付書または口座振替による納付が開始されます。その後、年金天引きに移行となる方は、10月から天引きが開始されます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、 固定資産課税台帳の閲覧ができます

税務課 ☎63-6305

期間内に税務課にて、令和6年度の固定資産価格などの縦覧ができます。固定資産税の納税者は『価格等縦覧帳簿』により、自身の土地・家屋と市内にある他の土地・家屋の価格(評価額)を比較することができます。

*所有者の住所、氏名、税額などは掲載していません。

また、期間中は納税者が所有する土地・家屋・償却資産の確認のため、固定資産課税台帳(名寄帳)を無料で閲覧することもできます。

4月1日(月)～4月30日(火)

*土日・祝日を除く。4月7日(日)は開庁日のため可。

顔写真付きの本人確認書類

*代理人の場合は委任状も必要です。

身体などに障がいをお持ちの方へ 軽自動車税の減免申請ができます

税務課 ☎63-6305 / ☎63-6374

身体などに障がいがある方で、一定の要件を満たしている場合、障がい者1人につき1台に限り、減免申請ができます。昨年度『本人運転で減免を受けた方』は車両などの変更がなければ申請は不要です。18歳以上の障がい者は、本人運転、家族等運転とともに、自動車の所有名義が障がい者本人でなければ、減免を受けることはできません。ご希望の方は税務課へお早めに申請ください。

4月12日(金)～5月31日(金)

*土日・祝日を除く。

・減免申請書　・自動車検査証

・該当する手帳

(令和6年4月1日以前に交付されたもの)

　　身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

　　(あわせて自立支援医療受給者証が必要)

・運転者の運転免許証

▼詳細はこちら

障がいの方が利用するための車いすの昇降装置や固定装置などを装備する場合にも、減免を受けることができます。



運動を始めませんか?

保健課 ☎63-6308／㈹63-6368

無理のない範囲で楽しく運動を始めませんか?日常生活の中でも取り組みやすいストレッチや運動を紹介します。教室への参加を希望する方は保健課へ申し込みください。

◆【知つ得運動 ビギナー編】

毎週月曜日 10時～11時

市民会館 隆会室

10人程度



6月より健診(検診)がはじまります

保健課 ☎63-6308／㈹63-6368

健診(検診)は病気を早期発見するだけでなく、今 の健康状態を知り生活習慣を振り返る機会にもなります。自分のためにも、家族のためにも健診(検診)を受けましょう。

がん検診と人間ドックを受けるには申し込みが必要です。申し込みがまだの方は保健課までご連絡ください。実施時期に合わせて受診券を送付します。

令和6年度 善通寺市福祉タクシー助成券の交付申請を受け付けます

障がいのある方が外出時に利用したタクシー料金の一部を『福祉タクシー助成券』により助成しています。対象者で助成券の交付を希望する方は申請をしてください。

4月8日(月)～翌年3月末

障害者手帳等・通帳

社会福祉課 ☎63-6339
㈹63-6355

- ①～③の条件を満たし、かつ、④～⑤のいずれかに該当する方
 - ①善通寺市に住民票があること
 - ②本人または世帯員のいずれかが、障がいを理由として当該年度の自動車税などの減免を受けていないこと
 - ③本人が施設等に入院、入所、入居をしていないこと
- ④身体障害者手帳(視覚、下肢、体幹、腎臓機能障がいに限る)
1級または2級の方
- ⑤療育手帳 AまたはAの方
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方

公民館で運動器具が利用できます!

保健課 ☎63-6308／㈹63-6368

東部・西部・南部・吉原の公民館では、トレーニング室の運動器具が無料で利用できます。

また、各月1回運動指導者がストレッチや筋力トレーニングについて指導をおこなっています。ご希望の方は、事前に保健課まで問い合わせください。

*利用時間は公民館の開館時間に準じます。

◆利用上の注意

- ・事故防止のため利用できるのは18歳以上の方です
- ・必ずシューズを着用してください
- ・脱水症予防のため水分をこまめにとってください
- ・各公民館の事務室で受付をしてからご利用ください

飼い犬・飼い猫の不妊・去勢手術費を補助します

保健課 ☎63-6308／㈹63-6368

飼い犬や飼い猫、市内で保護した飼い主のいない猫を対象に、不妊・去勢手術費用の一部を補助します。申請期限は手術後60日以内です。

●次の条件を満たすこと

- ・市内に居住し、住民登録をしている方
- ・香川県獣医師会指定動物病院で犬・猫の不妊・去勢手術を行っていること
- ・市税を滞納していない方

¥ 犬1頭につき、5,000円、猫1頭につき3,000円
(1世帯につき、同一年度に犬と猫を問わず2頭まで)

□手術費の領収書

- (不妊・去勢手術を行った日が記載されているもの)
- ・印鑑
- ・申請者名義の通帳

室内犬も室外犬も 飼い犬の登録と狂犬病予防注射を

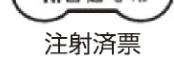
保健課 ☎63-6308／㈹63-6368

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は【登録】と【狂犬病予防注射】が義務づけられています。

狂犬病ウイルスに備え、犬の登録と狂犬病の予防注射をお願いします。また飼い犬には【犬の鑑札】と【注射済票】をつけることが法律で義務づけられています。鑑札を紛失、新鑑札に交換したい場合は再交付できます。(手数料1,600円)

「飼い犬」の登録 (生涯に1度だけ)

保健課または香川県獣医師会指定動物病院で登録してください。



狂犬病予防注射 (必ず毎年1回)

集合注射の会場または動物病院で受けてください。

登録	合計金額	登録手数料	注射料	注射済票交付手数料
初めて	6,000円	3,000円	2,450円	550円
済み	3,000円	-		

令和6年度 狂犬病予防注射の日程

日にち	時 間	場 所
4月4日(木)	9時～10時10分	吉原公民館
	10時30分～11時	讃岐製鬼 北側入口
	11時20分～12時	中村東下所集会場
4月5日(金)	9時～10時10分	第4分団消防屯所(下吉田町)
	10時30分～11時30分	東部公民館
4月7日(日)	9時～12時	善通寺市役所
	9時～9時30分	第3分団消防屯所(善通寺町)
4月9日(火)	9時50分～10時30分	総本山善通寺南大門
	10時50分～11時30分	中央公民館
	9時～9時30分	高橋会館
4月11日(木)	9時50分～10時40分	南部公民館
	11時～11時30分	与北公民館
	9時～10時	竜川公民館
4月16日(火)	10時20分～10時50分	JA香川県善通寺東支店
	11時10分～11時40分	第6分団消防屯所(木徳町)
	9時～10時10分	筆岡公民館
4月18日(木)	10時30分～11時30分	宮の前会場
	9時～12時	善通寺市役所

*都合の悪い方は、最寄りの香川県獣医師会指定の動物病院で受けてください。

東部

高知県中土佐町から学ぶ合同研修会 【東部地区連合自治会・自主防災会・社会福祉協議会】

1月29日(月)、総勢43人で高知県中土佐町へ見学に行きました。はじめに町役場で職員の方から、南海トラフ地震に備えて庁舎を高い場所に新築転移したこと、行政と地域住民が一体となって取り組んでいる色々な地震・津波対策について話を聞きました。



自治会通信



その後、津波避難タワーを見学し、タワーの構造や設備、車椅子での避難も可能であることの説明を受けました。地震に対する取り組み方や災害対策の重要性を再認識した1日でした。

吉原

学校田稻作りもフィナーレ!感謝祭で交流

年間を通し、吉原小学校5年生に昔ながらの米作りを伝えた吉原地区連合自治会・福寿会の有志。

1月30日(火)、5年生が家庭科の授業を活用して『感謝祭』を開催し、農作業に携わった方々を招待してくれました。

児童が手作りしたご飯と味噌汁と一緒に食べて収穫の喜びを味わった後、リコーダーの演奏を聴き、みんなでクイズに挑戦し、交流を深めました。

『米作りから学ぶ』の一連の授業は、農業と身近に接する良い体験となったのではないかと思います。



竜川

金倉川より西側に住む人はどこに避難する?



2月10日(土)、金倉寺参拝用臨時駐車場で竜川地区『合同防災訓練(避難所開設・運営)』が開催されました。

竜川地区には金倉川が流れています。例年は竜川小学校で防災訓練を行っていましたが、いざ大地震が起った時、橋が壊れると金倉川より西側に住んでいる方は、馴染みのある竜川小学校まで辿り着けないかもしれません。

そこで、金倉寺の協力により、災害時には臨時駐車場を追加避難所として使用できることになりました。

雨天の中での訓練でしたが多くの方が参加し、仮設テントの設置や炊き出しなどの訓練を通して、追加避難所の開設・運営の仕方をイメージすることができました。

住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の受付が始まります

環境課 ☎63-6307/ ☎63-5788

1kwあたり25,000円(上限10万円)を補助します。また、太陽光発電システムに併設して蓄電システムを設置する場合は10万円を上限として補助します。詳細は環境課へ問い合わせください。

次の条件を満たす方

- ・自らが居住する市内の住宅(事務所、店舗などの併用住宅を含む)に発電システムや蓄電システムを設置する方または市内の発電システム付建売住宅を購入する方
- * 設置工事着工前または発電システム付建売住宅購入前の場合に限る。
- ・電力会社と電力受給契約を締結する方
- * 受給契約電力が10kw未満の場合に限る。
- ・市税を滞納していない方

4月1日(月)から受付開始



野外焼却(野焼き)は禁止されています

環境課 ☎63-6307

適法な焼却施設以外でごみを燃やすことを『野焼き』といい『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で原則禁止されています。また、法律で定められた基準を満たさない焼却炉での焼却も野焼きにあたります。野焼きを行うと、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれかまたは両方が科せられます。

農業、林業を営むための処理など、一部例外的に認められる場合もありますが、いずれにしても周辺住民の方や環境への十分な配慮をお願いします。

EMボカシ作り体験

環境課 ☎63-6307/ ☎63-5788

『ボランティア善通寺環境まちづくりの会』の皆さんとEMボカシを作ります。会員も募集中です。

4月18日(木) 9時~10時

未来クルパーク21 プラザ棟

出来上がったEMボカシは10kg600円で購入できます。購入を希望する方は4月10日(水)までに申し込みください。

*体験のみ希望の方は申し込み不要です。



—ごみの分別情報—

燃えるごみの収集日程

(1月1日~3日を除く)

収集地区	収集曜日
西部・吉原・中央(生野本町等を除く)・筆岡	月・木
竜川・南部・中央(生野本町等)・東部・与北	火・金

*粗大ごみの受付は、完全予約制です。

受付時間: 平日8時30分~16時

●その他紙類

～紙製容器包装および小さい紙類の出し方～

ハガキより小さいものなど、紐でしばれない紙類は、その他紙類の専用容器(緑色・水色)で収集していましたが、収集・選別を業者が行いますので、今後は紙袋などに入れて集積場所に出してください。

*4月から、その他紙類専用容器

(緑色・水色)の配布がなくなります。

環境課 ☎63-2808(一般廃棄物)

◎63-2809(し尿汲取り)

未来クルパーク21(原田町43番地)



図書館へ行こう♪

開館時間 平日・土曜日 9時～19時 市立図書館 ☎ 63-5188
日曜日・祝日 9時～18時 (市役所2階) ☎ 63-5189
休館日 図書整理日 4月1日(月)・30日(火)

◆『ひだまり おはなし会』
4月6日(土) 11時～11時30分
子どもライブラリー

こども読書週間イベント

『春爛漫! 読書まつり2024』

期間中に6冊以上の本を借りたレシートを受付に持っていくと、小人たちのトランプカード1枚がもらえ、くじ引きが1回できるよ! *申し込み不要

4月27日(土)～5月6日(月・祝)
開館時間内、自由参加

高校生以下



おすすめ本



『メンとモリ』

ヨシタケ シンスケ/著 KADOKAWA
『生きる意味』ってなんだろう?『自分だけ損してる』ってダメなこと?姉のメンは冷静で、弟のモリは情熱家。ヨシタケシンスケが描くどこかにいる姉弟の「人は何のために生きてるの?」と問うお話です。



『給食の先生がつくる 家族に愛されごはん』

aol/著 KADOKAWA
「今夜の夕飯、何にしようかな…。」毎日のごはんづくりに悩んだことはありませんか。そんな時におすすめ。栄養満点で、大人たちには懐かしい、子どもたちは大喜びの給食献立をぜひ食卓に。

子どもライブラリー

開館時間 平日・土曜日 9時～19時
日曜日・祝日 9時～18時
休館日 年末年始 12月29日～1月3日

子どもライブラリー
☎ 63-5105

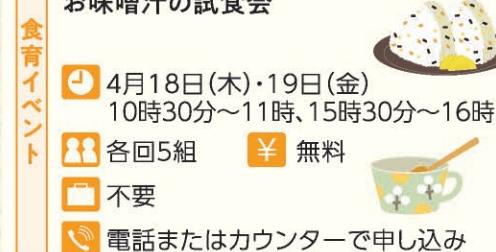
4月『春の新生活を応援する絵本』特集 inマルチルーム

おはなし会&ぬいぐるみお泊り会
ぬいぐるみの夜の様子をフォトブックにして、あなたのぬいぐるみが選んだ絵本1冊と一緒に渡します。

4月13日(土) 11時～11時30分
図書利用カードをお持ちの3歳から
小学校低学年のお子さま/定員5組
無料 ぬいぐるみ1体
電話またはカウンターで申し込み

簡単!美味しい!
ふりかけの作り方教室&ふりかけご飯と
お味噌汁の試食会

4月18日(木)・19日(金)
10時30分～11時、15時30分～16時
各回5組 無料
不要
電話またはカウンターで申し込み



SNSにて
イベント情報
発信中!



KODOMOLIBRARY

ZENキューブ

Pick up News

『ZENキューブ 歌声喫茶』

昭和歌謡を歌って青春時代にカムバック!昭和30年代に大流行した歌声喫茶が今年もZENキューブにやってきます♪懐かしい歌をみんなで一緒に歌いましょう。

4月13日(土) 13時30分～15時

ZENキューブ 多目的室

一般500円・学生100円(未就学児無料)

4月1日(月)より電話または総合受付で受付開始
*空きがあれば当日受付可能



《登壇者紹介》



モデレーター
ZENキューブ副館長
井口 都

Hiroshima Living Lab



水木 智英さん
広島のまちで多様な人とつながり、分野・業種を越えた共創活動を通して地域・行政・企業などの課題解決に取り組む『Hiroshima Living Lab』のボードメンバー

art's

art'sは今の若者が自由に自分を表現できる社会を目指すライフスタイルブランド。『余白のない表現者にオアシスを』というコンセプトをもとに、アート体験を通して、自由に自分らしさを表現するためのきっかけ作りや居場所づくりの活動を行う。



レジブのさとぽ



ひとりは「幸せでおもしろい」と。と答えていました。

2/24

『まちの記憶』を取り戻す!
デジフエス2024 ~デジタル×つたえる~

2/16



災害時にも温かい食べものを
竜川小4年生と竜川婦人会が炊き出し訓練

ポリ袋に野菜とカップ1杯の水、調味料を入れてしばり、大鍋のお湯につけて煮込みます。お湯はくり返し使って食器も汚れないで水は最低限でOK。竜川婦人会の長谷部会長は「児童にもこの調理方法を覚えてもらい、災害時に自分たちで生き抜く力にしてほしい。」と語りました。

2/11



いろいろな乗り物に親しむ一日!
善通寺市×JAF四国 モビリティファンイベント

時速5kmの模擬衝突体験や働く車の展示など、乗り物に関するいろいろな催しが大集合。電動モビリティの体験乗車コーナーでミニセグウェイに試乗した人は、重心移動で動く不思議な乗り心地にとどまつづつも、最後まで集中して走行していました。

2/23
24



お芝居で楽しむ市内の昔話

ぜんつうじ語りもの草

吉原町の『さぎの井』や弘田町の『厳島関右衛門』のお話を知っていますか?お芝居を楽しく身近に楽しんでもらいたいという思いから、金倉寺を会場に、市内の伝説や民話を演劇上演。観客は目の前で繰り広げられる地域のお話に見入っていました。

2/12



ミニ劇場と講演で意識も知識もアップ

防災講演会が開催されました

災害のリスクを知り、具体的にイメージすることの重要性を学んだ講演会。講演前に行われた女性消防団によるミニ劇場では「あるある」と感じる日常の一場面に、会場からは笑い声が。楽しみながらも、自分自身に置き換えて防災のことを考える機会になりました。

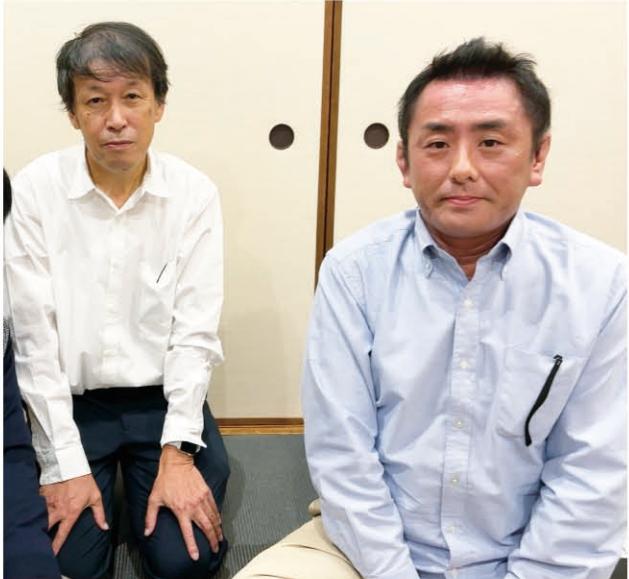
ふれあい
駅伝

あなたにリレー No.467

『学び直しは楽しい!
学び直しをセルフプロデュース』

もりかわ
森川 ひるし
浩さん(中村町)

テレビにもご出演されている有名な先生ですので、案内のチラシなどが目に留まりましたらご参加ください。



[写真]懇親会にて中島岳志東京工業大学教授と (本人:左)

おこしおこされ協力隊

善通寺市地域おこし協力隊
臼井 活動報告

令和6年3月末で
協力隊を卒業(退任)します

令和2年4月、コロナ禍の真っただ中で善通寺市地域おこし協力隊に着任してから、あつという間の4年間でした。当初はミッションである商品開発だけに注力していましたが、なかなか成果が出ず悩んでいました。

あるとき、市内に個性的な和洋菓子店、パン屋さんが多いことに気付き、それを紹介することが市のアピールにつながるのではないか、またお店とつながることが商品開発にも活きてくるのではないかと考え、冊子にすることを思いつきました。



この『おやつ天国』冊子を作ったことから、協力隊としていろいろな活動が広がっていったように思います。『永井だるま』を復刻させたり、古墳を巡るスタンプラリー『善通寺作戦』を開催したり、旧西高の廃黒板を使った『黒板卓球』を企画したり。新しい切り口で市をアピールする方法を模索しました。

4月からは県内の協力隊OBOGと現役協力隊をつなげ、協力隊を取り巻く環境をより良いものにしていくため、香川県地域おこし協力隊OBOGネットワーク『かがわごと』を運営していきます。協力隊本人にとっても、各自治体にとっても、双方にメリットのある制度運用のお手伝いが出来ればと思っています。

引き続き善通寺市民として、市ならびに善通寺市地域おこし協力隊を応援していきたいと思います!
4年間ありがとうございました。

【障害者差別解消法】

障害者権利条約(2006年)

国連が採択した障害者

権利条約は、障がいを理由とするあらゆる差別の禁止し、*合理的配慮の提供を義務付けました。

条約成立過程では「障がい者抜きに障がい者のことを決めてはならない」という当事者性の原則が重視されました。

障害者差別解消法

障害者権利条約の採択を受けて、2016年に障害者差別解消法が施行されました。この法律の特長は「障がいを理由とするあらゆる差別の禁止」と障がい者の社会参加を推進するための「合理的配慮」が明記されたこと、そして、障がい者の定義が変更されたことです。以前の定義は「医学モデル」と言われ、障がいのある人側に制限の理由を求めるものでしたが、本法は、制限

の原因が、障がいのある人に

対する十分な配慮なく作られた社会の構造にあるとす

る「社会モデル」という定義に変更されました。

ここで言う社会の構造は「障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のもの」をさしています。

さらに、同法は、合理的配慮をしないことを障がい者差別として禁止し、国・自治体など公的機関には合理的配慮を法的義務としています。

障がいのある人が置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段を、対話による相互理解により対応していくこと。

4月 イベントカレンダー

イベントや行政情報を
カレンダーでご紹介♪■イベント名
(場所・期間)
【開催時間】

日 (Sun)	月 (Mon)	火 (Tue)	水 (Wed)	木 (Thu)	金 (Fri)	土 (Sat)
	1 ■桜マルシェ 〔「善通寺五岳の里」〕 〔市民集いの丘公園〕 【10時～15時】	2	3 ■園芸相談日 〔「善通寺五岳の里」〕 〔市民集いの丘公園〕 【13時～14時】 ■桜マルシェ 4/3～4/7【10時～15時】〔「善通寺五岳の里」〕〔市民集いの丘公園〕	4	5	6
7 ■桜を楽しもう♪ 〔「善通寺五岳の里」〕 〔市民集いの丘公園〕 【10時～12時】	8	9	10 ■フォトクラブ 写遊写真展 〔美術館・19日まで〕 (*15日は休館) 【10時～17時、 最終日12時まで】	11	12	13 ■かけっこ講座 (ZENキューブ) 【10時～11時30分】 ■寄せ植え講座 (ZENキューブ) ①10時30分～12時 ②13時～14時30分 ■歌声喫茶 (ZENキューブ) 【13時30分～15時】
14 ■ポーセラーツ (ZENキューブ) 【10時～12時】	15	16	17	18	19 ■定期交流会 “ZENハ!” (ZENキューブ) 【19時～20時】	20 ■善通寺フラワー& ガーデンフェスタ2024 〔「善通寺五岳の里」〕 〔市民集いの丘公園〕 【9時～16時】 ■口育講座 (ZENキューブ) 【10時～11時30分】 ■Living Lab 善通寺 (ZENキューブ) 【13時30分～15時30分】 ■星空観測室 定期観望会 (鉢伏ふれあい公園) 【19時～21時】
21 ■善通寺フラワー& ガーデンフェスタ2024 〔「善通寺五岳の里」〕 〔市民集いの丘公園〕 【9時～16時】 ■パソコン講座 ～パワーポイント～ (ZENキューブ) 【10時～12時】 ■子ども ポーセラーツ (ZENキューブ) 【13時30分～15時30分】	22	23	24 ■miniマルシェ (おしゃべり広場) 【11時～14時】 ■椅子ヨガ体験会 (ZENキューブ) 【14時～15時30分】	25 ■青空おはなし会 〔「善通寺五岳の里」〕 〔市民集いの丘公園〕 【10時～11時】 ■善通寺市民 美術展(1期) (美術館・5月3日まで) 【10時～18時】	26 ■庭木の剪定教室 〔「善通寺五岳の里」〕 〔市民集いの丘公園〕 【10時～11時】	27 ■廃材ガラスから 生まれた絵具で アートを楽しもう (ZENキューブ) 【10時～12時】 ■幼児の園芸遊び 〔「善通寺五岳の里」〕 〔市民集いの丘公園〕 【11時～11時30分】 ■フラワーアレンジ メント教室 (おしゃべり広場) 【15時～】
28	29 昭和の日	30				

*事前予約や参加費などかかる場合があります。最新情報はHP等でご確認ください。

4月	休日当番医 (9時～17時)	休日当番歯科医 (9時～12時)	《救急指定病院》
7日 (日)	桃陵クリニック (多度津町本通二丁目)	TEL 58-5588	高尾歯科医院(上吉田町八丁目) TEL 62-5000 四国こどもとおとの医療センター (仙遊町二丁目) TEL 62-1000
14日 (日)	耳鼻咽喉科小野医院 (文京町一丁目)	TEL 62-2277	ちよ歯科医院(与北町) TEL 62-0617 香川労災病院(丸亀市城東町三丁目) TEL 23-3111
21日 (日)	加藤整形外科 (多度津町堀江一丁目)	TEL 32-8006	氏家歯科診療所 (上吉田町一丁目) TEL 63-0888 《救急電話相談》19時～翌朝8時 一般 #7899 または TEL 087-812-1055
28日 (日)	水藤乳腺甲状腺クリニック (弘田町)	TEL 64-3210	すぎ歯科医院(中村町) TEL 63-6480 小兒 #8000 または TEL 087-823-1588
29日 (月・祝)	秋山医院(多度津町仲ノ町)	TEL 32-8326	高松市歯科救急医療センター (高松市福岡町) TEL 087-851-1167 当番医は変更することがあります。 内容等、電話で確認してから受診してください。

「若い世代の中には
市のはだか祭りを知
らない人もいるので
は」と書きはじめた今
月の特集。

何を隠そう、私も
はだか祭りを知りま
せん。昔の写真を見
て「テレビで見るよう
なはだか祭りがここ
にもあったとは」と驚
きました。

はだか祭りの話題
になると参加経験者
になるところ
にいるところ
からは、初めてふんど
しを締めた感想やお
祭り前の景気づけの
思い出、宝木に触れた
武勇伝などが次々に
飛び出します。

話に聞くだけだつ
たはだか祭り。今回の
でその光景を垣間見
ることができます。
市の文化に触れられ
た気がします。